

## ◎雑損控除についてよくある質問

Q 1 豪雨により家屋が壊れましたが、保険会社から保険金を受け取りました。この場合、雑損控除を受けることができますか。

A 1 壊れた家屋の損失額より受け取った保険金の方が多い場合は雑損控除を適用することができません。

Q 2 別居の父が所有する家屋が豪雨で床上浸水の被害を受けました。父は私の扶養親族ですが、私は雑損控除を受けることができますか。

A 2 お父様はあなたの扶養親族なので、雑損控除を適用することができます。

《参考》

雑損控除の対象となる資産は、「居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他親族で、その年の総所得金額が48万円以下である者の有する生活に通常必要な資産」です。

Q 3 自家用車が水没しましたが、雑損控除の対象になりますか。り災証明書など、証明できるものはありません。

A 3 生活に通常必要な車両は、り災証明書がなくても、雑損控除の対象になります。具体的な損失の金額を算定する必要があるため、以下の書類をお持ちください。

◇ 車両の取得価格や取得年月日がわかる書類

◇ 車両の修繕、除去等の支出をした場合、支出した内容と支払金額がわかる書類  
なお、新しく購入した車両の購入費は、雑損控除の対象にはなりません。

Q 4 自分が所得税・復興特別所得税や市民税の軽減等を受けられるかどうか判断できません。どのように判断すればいいでしょうか。

A 4 別添「自己判定チェック」をご確認ください。